慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	藤井徳行君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.9 (1995. 9) ,p.213- 222
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950928-0213

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　小田　英郎
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　国分　良成

藤井徳行君学位請求論文審査報告

藤井徳行君の学位請求論文「日本における国民意識の形成と軍政」は、主論文十篇、副論文二篇から成り、その構成は以下の通りである。

主論文

第一章　西南戦争と厳戒令制定建白書に関する一考察

第一節　はじめに

第二節　西南戦争と反政府騒乱

第三節　暴動連鎖勃発阻止と厳戒令関連単行法の制定

第四節　建白書『戒厳宣告ノ議』

第五節　むすび

第二章　日本陸軍の在郷的基盤

——地域的尚武組織の成立と発展——

第一節　はしがき

第二節　徴兵忌避とその対策

第三節　地域的尚組織の結成

第四節　地域的在郷軍人会の結成

第五節　むすび

第三章　日本軍隊の社会的基盤

——福沢諭吉の報国会設立構想に関連して——
第一節　はじめに
第二節　日清戦争と福沢諭吉
第三節　報国会の設立
第四節　福沢の兵役負担平等主義
第五節　表誠団体の簇生
第六節　おわりに
第四章　帝国在郷軍人会創設におけるドイツの影響
第一節　児島惣次郎のドイツ留学
第二節　ドイツ帝国在郷軍人会の結成
第三節　ドイツ帝国在郷軍人会の実態
第四節　軍隊教育と国民教育との連繋
第五節　帝国在郷軍人会の日本的性格
第六節　児島惣次郎陸軍中佐報告書『在独の管見』
第五章　〝むら〟社会における保守的基盤の形成
——帝国在郷軍人会の政治的性格——
第一節　はじめに
第二節　長州閥の民政的性格と国民教化構想
第三節　軍人精神の中核
第四節　国民精神の形成と教化手段
第五節　田中義一と在郷軍人会
第六章　明治時代における軍事エリート
第一節　近代日本の成立と軍事エリート
第二節　長州閥と徴兵制
第三節　山形閥と形成
第四節　桂太郎と軍制改革
第五節　エリートの養成
第七章　軍務官僚
——地位と人物——
第一節　はじめに
第二節　維新後の軍務官僚
第三節　内閣制度の発足と軍人官僚
第四節　軍人の政界進出
第八章　日本陸軍と普選運動
——在郷軍人選挙権獲得運動を中心として——
第一節　はしがき
第二節　議会に提出された在郷軍人選挙権付与に関する法案
第三節　在郷軍人による参政権獲得運動
第四節　在郷軍人会本部等の反応
第五節　まとめ
第六節　「現役終了者ニ衆議院議員ノ選挙権付与ノ件」
第九章　昭和二十年・禁衛府の研究
——その成立まで——
第一節　はじめに
第二節　終戦時における禁闕守衛

第三節　禁衛府構想原案の作成
第四節　軍事課資料と終戦処理会議
第五節　治安の維持と禁闕守衛
第六節　結びにかえて
第十章　禁衛府の構造に関する一考察
——制度、組織、人事を中心として——
第一節　問題の所在
第二節　禁衛府官制の成立
第三節　皇宮衛士總隊
第四節　皇宮衛士隊
第五節　衛士の守衛勤務
第六節　結　論
副論文
第一章　明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察
——輪王寺宮公現法親王をめぐって——
第一節　はしがき
第二節　輪王寺宮の制度的意義
第三節　輪王寺宮の慶喜救解嘆願
第四節　輪王寺宮の叛逆と北陸道総督府東叡山転陣問題
第五節　上野彰義隊戦争と輪王寺宮
第六節　所謂「東北朝廷」資料
第七節　所謂「東北朝廷」の成立
第八節　むすび
第二章　明治七年・海軍兵学寮御雇英人教師対日本人水夫の闘殴事件に関する一考察
第一節　はしがき
第二節　事件の概要
第三節　裁判の管轄
第四節　裁判の過程
第五節　むすび

主論文

主論文は十章から構成され、近代日本における国民と軍部との関係を法律、政治、社会、軍事の四点の視角から考察している。

第一章「西南戦争と戒厳令制定建白書に関する一考察」は、戒厳令制定と西南戦争との関係を考究している。戒厳令は明治十五年八月に制定されたが、これに関する先行研究は、元老院に戒厳令の法案が上程された明治十五年から始まり、制定理由は外敵侵攻による国土の分断と地方の孤立という事態に対応するところにあったとされていた。しかしながら藤井君は戒厳令立法前史に関する新資料を発掘し、戒厳令制定に先立つ五年前の明治十年六月に該法令制定のため建白が提出されていたこと、及び同建白は国内的不安を法的に防遏するためのものであったことを明らかにした。国内不安とは、当時、全国数十か所において政府改造を主張する不穏集団が散在し、これらの勢力が西

郷隆盛を頼りに西南戦争を契機として暴動を連鎖的に惹起することが懸念されたことを指す。そのため、戒厳令関連の単行法制定の建白が提出されていたことを立証したものである。先行研究を一歩前進させた労作であることが、『史学雑誌』で評価された。

第二章「日本陸軍の在郷的基盤――地域的尚武組織の成立と発展――」は、在郷軍人会創設までの間における陸軍の国民的支持基盤を確立するための工作を究明したものである。明治六年徴兵令が制定され、明治四十三年に帝国在郷軍人会が創設された。この間、全国各地には多様な地域的尚武組織が芽生え、発展し、陸軍の支持基盤となった。問題は尚武組織であるが、その発端は徴兵忌避対策及び国民の反軍的態度対策にあった。該章は、全国の尚武組織がそれぞれの地域において担った役割や仕事は、第一は奨兵、徴兵優待、第二は軍人家族保護、第三は軍人思想の普及であって、いずれも国民の厭軍的態度を犒軍的態度に変えることを目的としていたことを証明したものである。

第三章「日本軍隊の社会的基盤――福沢諭吉の報国会設立構想に関連して――」は、日清戦争の勃発に際し、福沢諭吉が国民の国防への関心の強化を願い構想した報国会への考察である。福沢は、かねがね国民が軍隊の仕事に従事するのを忌み嫌うことや、徴兵逃れができずに兵役に就く者は貧困者であったりするので兵役を賤役視する傾向があることを是正し、国民はこぞって自主的に自国の独立と防衛に努力すべきだと考えていた。そのため兵役負担の不平等性を早くから指摘し、平時では負担を国民が均分化するため、徴兵に服さない青年には兵役税の創設と徴税を主張した。福沢は日清戦争にあたり、再び出征兵士と国内残留者との負担の不均衡を指摘し、この均衡回復のため と該戦争を一部特権階級の戦争とせず、国民全体の戦争とするためにも戦費の拠出を特に金満家達の自覚に訴えた。これが報国会設立構想である。福沢は繰り返し報国会設立構想及び犒軍的論文を『時事新報』に発表し、同趣旨の記事を掲載させることにより、国民の軍事支援団体の結成に影響を与えた。従来、福沢の報国会構想及び国民の赤誠表徴に与えた強い影響力についての論究が少ないだけに、本章は貴重な労作である。

第四章「帝国在郷軍人会創設におけるドイツの影響」は、ドイツの在郷軍人会の研究を基礎に頑固な軍事支援団体が結成されたことを研究したものである。山県有朋は自分の副官を務めた児島惣次郎のドイツ留学に際し、特にドイツ在郷軍人会の調査を命じたが、その結果としての児島レポートは日本の帝国在郷軍人会と陸軍の国民教育構想に深く影響した。従来、日本の特徴とされてきた軍隊教育と国民教育との連繋は明らかにドイツの影響によるものであり、また、帝国在郷軍人会の思想善導と会員間の相互扶助の重視は、ドイツの在郷軍人会が社会主義防遏の機能と共済組合的色彩を有していた点をモデルとしているとされてきた。帝国在郷軍人会はドイツの在郷軍人会に影響

を受けながら、帝国在郷軍人会の分会レベルにおいてみると、日本独自のものを備えた。すなわち、その事業内容、日常活動は無償労働奉仕、公共事業奉仕等の非軍事的奉仕が多く、そのことにより地域社会との密接な関係の維持をはかったことがそれである。ドイツの在郷軍人会の特性をつかみ、日本の在郷軍人会の特徴と対比し、制度の継承のあり方と変容について考察した論文である。

第五章「〝むら〟社会における保守的基盤の形成——帝国在郷軍人会の政治的性格——」は、帝国在郷軍人会が創設以来、地方社会において独特の政治的社会的役割を有していたことに着目した論究である。該会は明治三十年代中頃から明治四十年代中頃までの陸軍における長州閥全盛時代に長州閥により構想、立案、創設された。長州閥軍部官僚は幕末期において長州が創造した農民中心の奇兵隊の伝統を継承している。このこともあって、長州閥軍部官僚により創設された該会の目的は狭義の軍事目的だけに留まらず、民政的性格と国民教化の二本柱をも重視するものとなった。民政的側面の活動としては、〝むら〟における協同事業に積極的に参加し、かつ、指導し、国民教化的側面の活動としては、国民が各自の職業に従う中で軍人と同様に規律、労働、困苦等に耐え、国家、公共のためには自己の利益を犠牲にすることも辞さない態度を国民に育成することに努めた。該章は前章を補完する形で帝国在郷軍人会が一面において非軍事的奉仕を重視することにより、国民との密着した関係を維持しつつ、他面において〝むら〟社会における良兵良民主義的保守的基盤を形成する上に大なる役割を果たしたことを解明した論稿である。

第六章「明治時代における軍事エリート」は、日本陸軍が明治時代において長州閥中の山県有朋により掌握されていく過程と、その過程における日本陸軍の軍制・思想の転換を究明している。明治前半期の日本陸軍では長州閥が台頭し、不動の地位を築いていくが、その中心となるのは山県有朋である。山県を中心とするグループは徴兵制の導入、明治十四年の政変、四将政治上奏事件、月曜会事件等に関わる人事処理において、ある時には薩摩出身者を、別の時は長州出身者であっても非山県系を軍部から追放した。これら追放された者はフランス式の軍制・思想に拘泥し、ドイツ式の国家主義的軍制・思想傾向になじまぬ者であった。山県有朋とその系列に属する者が、フランス式軍制と思想を体して出発した日本陸軍をドイツ式軍制と思想に転換させ、それになじまぬ者を陸軍から追放することにより、陸軍内のヘゲモニーを掌握したことを論述している。　第七章「軍務官僚——地位と人物——」は、軍務官僚が政治の中心、権力の核心に肉薄し、国政を指導してきた実際について考察している。明治以後の権力エリートの中で第一等に属するのは官僚である。国家の中枢は官僚によって独占されていた。敗戦前の首相で官僚経験のないのは近衛文麿ただ一人である。官僚の中でも軍務官僚経験者の権力核への進出が群を抜いている。た

とえば明治期には十五の内閣が組まれたが、そのうち八内閣が高級軍務官僚経験者により組織された。また明治十七年七月、華族令が発布され、百十九名の華族が発表されると皇族、国家、元大名と並び十八名の軍務官僚が華族に列せられたのである。日清、日露戦争により武功の故に新に華族に列せられた者が簇出した。ことほどさように、権力エリート中、軍務官僚経験者の権力核への進出が群を抜いていることを明らかにし、権力装置としての官僚の機能を精査することによって軍務官僚の優位性を論証している。

第八章は「日本陸軍と普選運動――在郷軍人選挙権獲得運動を中心として――」は、本来、軍部が最も嫌悪した軍人の政治活動に関連する在郷軍人の選挙権獲得運動を扱っている。明治三十九年、初めて兵役終了者に特典として選挙権を付与しようとする法案が議会に提出された。その後も同趣旨の法案が議員によって何度か議会に提出されたが、いずれも廃案となった。問題は大正八年頃から始まる在郷軍人による選挙権を請願する大衆行動である。大正デモクラシーの影響を受けて関東、中部、関西の各都市で大々的に署名活動、示威運動、ビラ配り、演説会等が繰り返された。大正十二年にピークを迎えて、ついに帝国在郷軍人会本部も地方の意見を容れ、政界工作に着手し、議案提出への目途がたった。しかし、折りもおり、このことに好意的であった軍人宰相加藤友三郎が急死し、続いて関東大震災、虎ノ門事件があいつぎ、該議案の提出や審議どころではない状態が続いたあげく、清浦奎吾内閣が成立した。清浦は特権内閣として攻撃を受けて倒れ、護憲三派内閣が出現した。この内閣下で普選案が可決して該運動は終息した。従来、普選運動の研究は数多いが、在郷軍人会もまたこの運動に積極的であったとする研究はなかった。藤井君の該論究は、この方面の研究に新しい鍬を入れたものとして注目された。

第九章「昭和二十年・禁衛府の研究――その成立まで――」は、昭和二十年八月の敗戦により日本軍の武装解除・解体の中で秘密裏に構想実践された軍隊の研究である。敗戦当時の政府と軍部は混乱の中にありながら必要最小限の「軍隊」を残そうと工作した。宮内省管轄の禁衛府設置がそれである。武装解除された後の宮城警備を心配したのは宮内省であった。同時に陸軍も完全に武装解除されることには反対であり、せめて天皇守護の名の下に最小限の近衛兵を残置したと願った。両者の意をくんだ侍従武官府が斡旋して、政府関係各省の大臣や次官の会合を開いた結果、陸軍省軍務課長島貫重節中佐が残置部隊の編成原案を作成し、受け入れ側の宮内省では宮内省官制以下法規の改正や制定の作業にとりかかった。両者の間に授受する施設、敷地、銃火器、什物、人員、給与、服務条件等について協定が締結され、終戦処理会議に他の戦後治安維持対策の諸案と共に提出された。かような経過の末に設置された禁衛府は約四千人の軍隊であったが、宮内省側ではあくまで「インペリアル・ポリスガード」として、皇宮警察と並ぶ類似の守衛業務担当の組

織としてカモフラージュしたのであった。該章は禁衛府創設までの政策決定過程を旧陸軍省文書やこれに関係した政府及び軍部高官へのインタビュー等を通じて論証している。

第十章「禁衛府の構造に関する一考察――制度、組織、人事を中心として――」は、前章で論究されたごとき経過をへて設置された禁衛府が日本再軍備のため、旧軍の中核の残置を目的としていたことを検証する。天皇及び天皇の住居である宮城を警護し、天皇の命令を直接受けて行動することが近衛師団の任務であった。敗戦による日本軍の完全武装解除により近衛師団も解体となったが、衣替えして禁衛府となった。ただし、明治二十四年、近衛師団司令部条令が勅令であり、昭和十五年・近衛師団司令部は軍令であったが、禁衛府は皇室令により定められることになり、宮内大臣の管轄下に置かれた。禁衛府を一面において皇室家政の内に隠して国政から隔離し、他方において占領軍の非軍国主義政策の対象から外すことが真の狙いであった。組織編成上、それは軍隊に見えないように工夫されているが、実態は禁衛府総務部が旧近衛師団司令部であり、皇宮衛士総隊本部が旧近衛師団司令部に相当するがごとく、旧軍そのものであった。人事は旧近衛師団より選りすぐりの将校を抜擢した。たとえば、初代禁衛府長官は最後の近衛師団長が就任し、総務部長には近衛（第一）師団参謀長が就任した。軍需品に関しては陸軍側が所有しているもののうちから最優秀兵火器を譲渡した。これらによって軍隊をカモフラージュして残置しようとしたことは明らかである。しかしながら、占領軍が意外に紳士的である上に、民主化旋風の煽りもあったため、移行時の重装備の武器等は隠匿しただけであり、警備の際の小銃も建物の中に置いたままとなり、やがて軍事的性格は消滅していった。禁衛府もまた昭和二十一年三月三十一日に廃止となった。該章は前章と共にアカデミックな研究が皆無の禁衛府に関する分野を扱っている。藤井君の功績を多とすべきであろう。

副論文

副論文は二章より成る。

第一章「明治元年・所謂『東北朝廷』に関する一考察――輪王寺宮公現法親王をめぐって――」は、幻の朝廷として知られる東北朝廷に関する研究である。徳川幕府草創期に、家康は僧天海と密謀し、天皇の皇子を関東に宮門跡として招請し、徳川が朝敵になった際の関東の天皇（東武皇帝）とする構想があったとされる。その結果、不忍池を琵琶湖に、上野山を比叡山に比して東叡山と呼び、寛永寺を建立して延暦寺に比した。寛永寺を東叡山とも称した。承応三年に皇子が寛永寺の貫首となった。やがて寛永寺に輪王寺の称がおくられ、貫首は輪王寺宮あるいは日光御門主の称を賜わった。非常の場合には、輪王寺の宮を天皇とし、京都の朝廷に対抗することも可能となったとされた。明治元年、彰義隊に擁されていた輪王寺宮公現法親王が上野の山を落ち延び、東北へ移った。折柄、そこにおいて結成されて

いた奥羽越列藩同盟は法親王を同盟のシンボルとし、その政治組織を「政府」と称し、法親王を皇帝あるいは天皇に擬した。東北朝廷が出現したとされる所以である。藤井君は、すでに先学が発見したものではあるが、菊池容寛筆録の幕末関係文書及び蜂須賀文書の中の資料を再検討し、慶応四年六月に白石城において輪王寺宮が東武皇帝となり、大政元年と改元されたとする。また同君は、寛永寺執当義寛の日記、書簡等に当り、「御上」「還御」「奏請」「朝ス」「王宮」「行在」という文言が用いられていることをもって法親王を「天子相当の地位に擬していた」とする。石井良助博士は三千字に近い文字をもって藤井君の該論文を紹介した。博士はそこにおいて、奥羽越列藩同盟としての一種の政府があったとはいえようが、宮の立場を該政府にとっての「元首」に相当し、かかる政府を「東北朝廷」と称することには簡単に賛成できないとしつつ、十万字を越える「雄篇」は「興味ある内容を詳しく記した」ものとし、藤井君の「努力に対しては、敬意を表する」という懇ろな評価を惜しまなかった。また、『史学雑誌』においても該論文は「輪王寺宮とその周辺の動きを綿密にたどったもので、東北戦争の不透明な部分に光を当てた労作」と評された。

第二章「明治七年・海軍兵学寮御雇英人教師対日本人水夫の闘殴事件に関する一考察」は、明治以降の日本で正当防衛が判決に登場した初の裁判の研究である。該論文において研究対象とされている事件は海軍兵学寮御雇英人教師が築地で婦女を暴行しようとしたのを防止した海軍省提督府水夫との闘殴刺傷事件である。藤井君は該研究を通じ、第一に条約改正の治外法権下での領事裁判をはねのけて初めて外国人を海軍軍事裁判所で管轄したことに着目し、第二に英国公使パークスが殺人未遂で日本人水夫の処罰を要求するのに対し、日本側は司法省御雇ボアソナードの助言を得つつ正当防衛説で押し、日本側の主張が通ったことを明らかにしている。この事件に関する先行研究はない。従来、明治以後のわが国で正当防衛が判決に登場した初の裁判は明治十五年とされていた説を修正した論文である。

以上、各章の内容を紹介した。最後に藤井論文を総括する。藤井君は軍事史に関する学究である。主論文十篇は軍事史に関するものである。該方面の研究は数多いが、その大勢は近代日本の軍隊の反民衆的強制組織の側面を強調する傾向にあった。これに対し藤井君は、政府・軍部はもとより国民の側にも、軍隊と国民は相対立する関係であってはならず、両者は結合すべきであるとの考えが存在したとの視点から軍事史を研究している。提出された約五十二万字にのぼる論文は、そのことの証明のために傾けられた精魂の結晶である。

近代日本が船出して十年にして、日本陸軍の総帥西郷隆盛の反乱である。この一事だけでも大事であるが、加うるにそれに呼応しそうな反政府集団が国内数十か所に存在したのである。戒厳令建白書はかかる反政府集団による反乱の防遏策として発

案された。ここには、むろん軍隊と国民の結合はない。

内にあっては内乱、外から迫る外圧に備えなくてはならぬ明治政府は、新国家の安定と独立の支柱を軍隊に求めた。新軍隊は足軽、農民出身者より構成されるべきだとしたのは、長州出身の軍人・政治家である。長州人が、かく発想した理由は尊王・攘夷のために奮迅した奇兵隊が、まさに足軽、農民らにより編成されていたことに注目したからである。日本陸軍生みの親ともいわれる山県有朋は奇兵隊の一指揮官であった。他方、新軍隊の根幹であることを期待された農民をはじめとする庶民は、徴兵制度は死への誘いとして映じた。これを忌避する者が少なかった。かかる現実は、明治の指導者層に犠軍の思想を国民の間に広めなくてはならぬことを痛感させた。そのためには軍隊が国民から信頼されなくてはならない。ここにおいて軍の上層部は尚武組織とそれの発展した帝国在郷軍人会に対し、軍事面の活動と共に援農、殖産、公共事業等への奉仕という民政方面にも努めるよう指導した。また、民間にあっては福沢諭吉の報国会、各地に簇生した表誠団体の組織化が進められた。近代日本の軍隊成立・拡充過程には、軍部と民間の双方向より犠軍意識が高揚していたことに着眼した藤井君の研究は、戦後の近代日本研究の新見地を開くユニークなものであり、その学問的業績は大である。　軍事史研究の分野において独自の史論を展開して刮目される藤井君は、東北朝廷の研究に鋭利なメスを入れ、日本の裁判史上、正当防衛が判決に登場した時期についても、先行研究を修正させる成果をあげた。とりわけ東北朝廷に関する研究について手塚豊博士は、藤井論文は「約百頁に達する雄篇」であり、それは現在「蒐めうる限りの史料を博捜し考察された結論」であって、「明治維新史研究に大きな反響を呼ぶ労作」であると賞した。さらに瀧川政次郎博士は、藤井論文に関し次のように記した。すなわち、瀧川博士が尾佐竹猛博士に師事していて聴いた話の中で、「最も刺戟的な話は、東北朝廷の話」であった。戦後、某誌に、これに関する「論文と称するに値」しないものを書いたが、それが端緒になって、藤井君の「立派な研究が現われた」。「手塚君は、私が慶應大学における日本法制史の講義を聴かれ（中略）、憤を発し、明治時代の法則の研究に専心して、明治史の権威となられた」、藤井君は手塚君から明治史を学ばれたから、「私の孫弟子に当たる。恩師尾佐竹猛氏から授けられた種子が、藤井君によって開花したことは、喜ばしい」、と一入の感慨をこめて紹介した。師の名を高め、師の師を歓喜させる以上に学究として天晴れな行いはない。手塚、瀧川両博士の歓喜は藤井君の学究としての業績が第一級のものであることを保証するに余りある。

われわれは、本論文が博士（法学）（慶應義塾大学）（論文博士）の学位を授与するに充分と認めるものである。

平成七年一一月三日

主査　慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士　中村　勝範

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　堀江　湛
副査　清和大学法学部教授　法学博士　利光三津夫

上野利三君学位請求論文審査報告

上野利三君が提出した論文「明治初期騒擾事件と政府の対応に関する研究」の構成は以下の通りである。

序
第一部　明治初年「宗教一揆」と政府の対応に関する対応
第一章　明治初年騒擾事件研究の現状と問題点
——特に「宗教一揆」と目される暴動三件について——
第一節　はしがき
第二節　明治四年三河大浜の騒擾
第三節　明治五年越後地方における土寇蜂起
第四節　明治六年越前大野・今立・坂井三郡の暴動
第五節　結　語
第二章　新潟県大河津分水騒動（明治五年）と政府の対応
第一節　はしがき
第二節　騒動の経過
第一項　川崎九郎次一派の暴動事件
第二項　渡辺悌輔一派の暴動事件
第三節　騒動関係者の捜索、逮捕、裁判